

# 白山市電子納品の手引き

令和6年4月改訂版

白 山 市

# 白山市電子納品の手引き 目次

## 1. 白山市電子納品の手引きの位置付け

- 1-1 一般事項
- 1-2 適用する事業
- 1-3 準拠する要領・基準類
- 1-4 本手引きに係わる基準類の関係

## 2. 電子納品の実施にあたっての留意事項等

- 2-1 積算上の考え方
- 2-2 特記仕様書への記載、対象書類など
- 2-3 受発注者間協議事項
- 2-4 図面ファイル
- 2-5 写真ファイル
- 2-6 工事中の情報共有
- 2-7 電子成果品の作成
- 2-8 電子成果品の保管管理

## 3. 本手引きに関する問い合わせ先

# 1. 白山市電子納品の手引きの位置付け

## 1-1 一般事項

白山市電子納品の手引き（以下、「本手引き」という）は、白山市が発注する工事及び業務における電子納品を円滑に行うために、発注者及び受注者共用の指針として作成したものです。

白山市では、石川県が策定している石川県電子納品ガイドライン 令和4年4月版（以下、「県ガイドライン」という）に準拠した形で電子納品を行うこととします。ただし、一部県ガイドラインとの相違がありますので、これらを補完するために、本手引きでは取扱いの違いを主体に、必要な留意すべき事項等を示します。また、本手引きは県ガイドラインの改訂等にあわせて適宜見直しを行います。白山市では、電子納品を行うための準拠すべき県ガイドラインはあくまでも本手引きに示す県ガイドラインであり、必ずしも最新の県ガイドラインではありません。ご注意ください。

県ガイドラインのほか、電子納品のための要領・基準等、関連情報の入手については、石川県 CALS/EC のWebサイトを参照してください。

URL [http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/e\\_delivery.html](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/e_delivery.html)

## 1-2 適用する事業（県ガイドライン 2.2）

本手引きは、白山市の発注する、特記仕様書に明記した次の工事（**営繕工事を除く**）及び業務に適用します。ただし、契約締結後に受発注者の協議によりこれ以外の工事及び業務においても適用できるものとします。

【工事】設計金額 500万円以上の土木一式工事・舗装工事  
1,000万円以上のとび・土工工事  
2,000万円以上の電気工事・管工事(設備)・上水道工事

## 1-3 準拠する要領・基準類（県ガイドライン 2.4）

白山市の発注する工事、業務の電子成果品を作成する際は、国土交通省・農林水産省が策定した要領（案）、基準（案）に準拠します。本手引きと国土交通省・農林水産省が策定した要領（案）、基準（案）に差異がある場合は、本手引きを適用します。

国土交通省・農林水産省が策定した要領（案）、基準（案）はそれぞれ国土交通省、農林水産省のホームページから入手することができるため、白山市としては印刷物の配布・支給は行いません。

◆国土交通省 要領（案）、基準（案）入手先

国土交通省Webサイト

URL <http://www.cals-ed.go.jp>

◆農林水産省 要領（案）、基準（案）入手先

農林水産省Webサイト

URL [http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin\\_youryou/doboku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html)

準拠する要領（案）、基準（案）は以下の表を参照してください。

要領・基準名称			版年月
1	一般土木	工事完成図書の電子納品要領	国土交通省 R2.3
2		土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省 R2.3
3		CAD製図基準	国土交通省 H29.3
4		デジタル写真管理情報基準	国土交通省 R2.3
5		測量成果電子納品要領	国土交通省 R3.3
6		地質・土質調査成果電子納品要領 本編	国土交通省 H28.10
		地質・土質調査成果電子納品要領・同解説 付属資料	国土交通省 H28.10
7	農林	電子化図面データの作成要領（案）	農林水産省 H31.4
8	電気	工事完成図書の電子納品要領 電気通信設備編	国土交通省 H31.3
9		土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	国土交通省 H31.3
10		CAD製図基準 電気通信設備編	国土交通省 H29.3
11	機械	工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編	国土交通省 H31.3
12		土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編	国土交通省 H31.3
13		CAD製図基準 機械設備工事編	国土交通省 H29.3
ガイドライン名称			版年月
14	一般土木	電子納品運用ガイドライン 【土木工事編】	国土交通省 R2.3
15		電子納品運用ガイドライン 【業務編】	国土交通省 R2.3
16		CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省 H29.3
17		電子納品運用ガイドライン 【地質・土質調査編】	国土交通省 H30.3
18		電子納品運用ガイドライン 【測量編】	国土交通省 R3.3
19	農林	電子化図面データ作成運用ガイドライン（案）	農林水産省 H31.4
20	電気	電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】※	国土交通省 H31.3
21		CAD製図基準に関する運用ガイドライン 電気通信設備編	国土交通省 H29.3
22	機械	電子納品運用ガイドライン 機械設備工事編【業務】※	国土交通省 H31.3
23		CAD製図基準に関する運用ガイドライン 機械設備工事編	国土交通省 H29.3

※電気通信設備工事及び機械設備工事編【工事】の電子運用ガイドラインについては、電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】を参照することとします。

※今後、石川県電子納品ガイドラインが改訂され、本手引き「1-3 準拠する要領・基準類（県ガイドライン2.4）」で明記した各要領・基準類の版年月等に齟齬がある場合、その時点において最新の石川県電子納品ガイドラインに準拠した形で作成された電子成果品受理の可否については、受発注者間の協議により決定することとします。

#### 1-4 本手引きに係わる基準類の関係（県ガイドライン 2.5）

##### 工事

白山市では工事写真および工事帳票も電子納品の対象とします。

国土交通省が定める電子納品要領には準拠しますが、成果品のフォルダ構成（電子成果品作成時）は準拠せず、県ガイドラインに準拠することとします。県ガイドラインの『2.5本ガイドラインに係わる基準類の関係』をご参照ください。

##### 業務

国土交通省の基準に準拠したフォルダ構成通りとします。県ガイドラインの『2.5本ガイドラインに係わる基準類の関係』をご参照ください。

## 2. 電子納品の実施にあたっての留意事項等

### 2-1 積算上の考え方

工事完成図書の電子納品及び情報共有システムに係る費用については、現行の共通仮設費率（2-7 技術管理費）に含まれます。

※「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の一部改定（平成30年3月20日付け国官技第280号）に基づく。【参考：土木工事工事費積算要領及び基準の運用32 ページ】

### 2-2 特記仕様書への記載、対象書類など（県ガイドライン 3.1）

電子納品対象工事は、白山市土木工事特記仕様書〔共通編〕に明記します。また、白山市における電子納品の対象となる書類は、以下のとおりとします。



## 2-3 受発注者間協議事項（県ガイドライン 3.3）

発注者と受注者は、着手前に「事前協議チェックシート（様式15\_0）」を使用して電子納品に関する事前協議を行います。

○事前協議チェックシート入手先（白山市監理課Webサイト）

<https://www.city.hakusan.lg.jp/machi/nyusatsu/1003462/1003464.html>

## 2-4 図面ファイル（県ガイドライン 3.3④）

基本的に、納品されるCAD データは「CAD 製図基準」を適用します。

### ◆CAD データ交換標準フォーマット

図面ファイルのファイル形式は、CAD データ交換標準フォーマット（SXF）とします。国土交通省・石川県では、SXF のうち国際標準であるSTEP/AP202 に準拠したP21形式を採用していますが、白山市では電子納品成果で用いる図面形式は「sfc 形式」を採用することとします。

### ◆納品時の図面形式

完成図の図面形式は、発注図面のデータ形式で作成することを原則としますが、事前に協議で取り決めることとします。

## 2-5 写真ファイル（県ガイドライン 3.5）

写真の成果品については、「デジタル写真管理情報基準」を適用します。写真の信ぴょう性を考慮し、写真編集は認めません。やむを得ない事情で編集を必要とする事象が発生した場合は監督員と十分に協議してください。有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標（100 万画素程度）として設定してください。

不要に有効画素数を大きくするとファイル容量が大きくなり過ぎ、操作性が低くなり、電子検査に支障をきたすこともありますので、目的物及び黒板の文字等が確認できる範囲（1MB 程度）で適切な有効画素数を設定してください。

紙に出力し提出する工事写真は、カラープリンタで出力したものでかまいません。

この場合、写真一枚の大きさはL判程度になるよう出力してください。

## 2-6 工事中の情報共有（県ガイドライン 3.7）

工事中の情報共有について、特記仕様書に情報共有システム対象工事とされている場合は、国土交通省が策定した「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 令和3年3月版(Rev. 5.3)」を満たす民間のシステムを利用するものとする。

## 2-7 電子成果品の作成（県ガイドライン 3.8）

電子納品の媒体はCD-RまたはDVD-Rを利用し、納品する媒体のラベルに必要事項を印刷してください。ラベルはプリンタブルディスクを使用して印刷してください。やむを得ない場合は直接ディスクに記入してください。シールの貼付は、読取ドライブ破損の原因となりますので禁止とします。

### ◆ディスクに記載しておく事項

工事名称、ディスク枚数（複数枚の場合のみ）、納品年月、発注者、受注者、ウイルスチェックに関する情報を記載しておいてください。

提出時は、CDファイル（A4ファイルとじ台紙）に収納して提出してください。

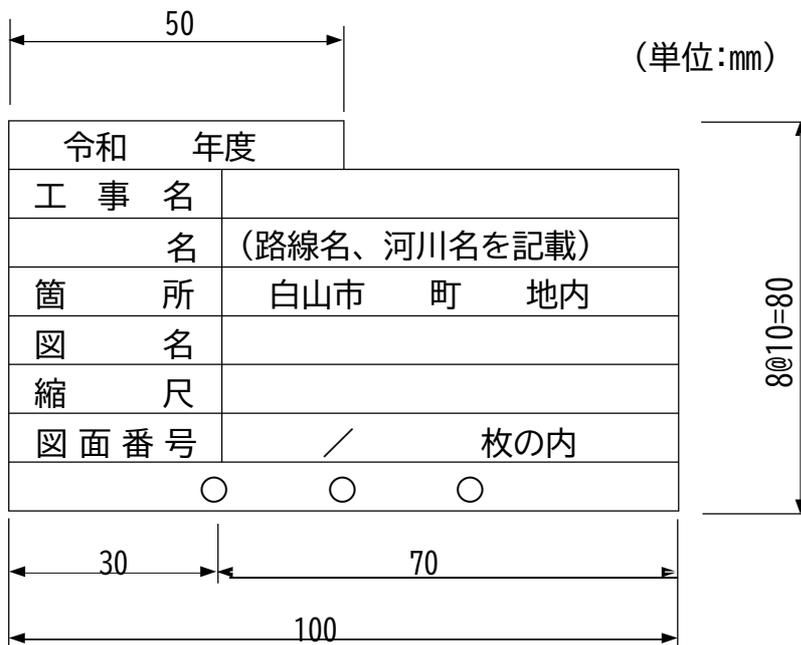
事前に「電子納品チェックシステム」でチェック結果出力をしてください。

## 2-8 電子成果品の保管管理（県ガイドライン 3.11）

電子納品された電子成果品については、各担当課にて契約案件ごとに契約図書等とともに保存します。

2-9 電子成果品の作成（県ガイドライン 4.1~4.18）

図面表題欄の寸法及び様式は、下図を標準とします。



電子納品媒体の例を下図に示します。



### 3. 本手引きに関する問い合わせ先

本手引きに関する問い合わせ等につきましては、  
メール（[kanri@city.hakusan.lg.jp](mailto:kanri@city.hakusan.lg.jp)）にて白山市総務部監理課へお願いいたします。

メールには以下を必ず明示してください。

- 所属機関
- 氏名（ふりがな）
- 電話番号
- メールアドレス
- 問い合わせの内容